



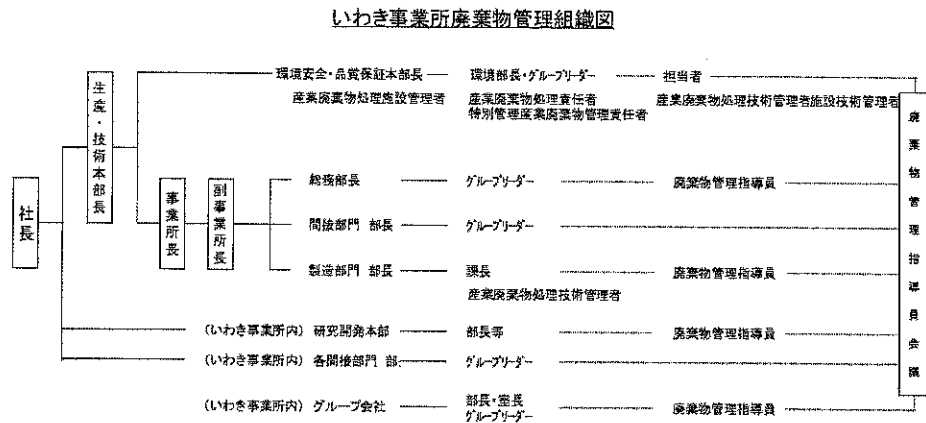
様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書	
2025年6月12日	
いわき市長	殿
提出者	
住 所 福島県いわき市錦町落合16	
氏 名 株式会社クレハ 生産・技術本部いわき事業所 事業所長 影山 晴康	
電話番号 0246-63-5111	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	株式会社クレハ いわき事業所
事業場の所在地	福島県いわき市錦町落合16
計画期間	2025年4月1日 ~ 2026年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	無機化学工業製品製造業・有機化学工業製品製造業・プラスチック製造業・医薬品製造業
② 事業の規模	製品出荷額 413 億円
③ 従業員数	995 人
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（ 2024 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙	
	排出量	別紙 t	t
	（これまでに実施した取組） ・引火性廃油・強アルカリ・廃油（有害）・汚泥（有害）： 工程改良や安定運転継続による排出量の抑制 ・廃油（有害）：有価売却を実施		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙	
	排出量	別紙 t	t
	（今後実施する予定の取組） 引火性廃油・強アルカリ・廃油（有害）・汚泥（有害）： 工程改良や安定運転による排出量の抑制の検討継続		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 各種排出される特別管理産業廃棄物は、廃棄物置場にて掲示版を設置し、区分して保管している。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 特になし

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 2024 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	別紙 t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	別紙 t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 2024 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	別紙 t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	別紙 t	t
	(これまでに実施した取組) 中間処理 ・汚泥（有害）：処理設備等の安定運転、最適化による効率的処理の検討		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	別紙 t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	別紙 t	t
	(今後実施する予定の取組) 中間処理 ・汚泥（有害）：処理設備等の安定運転の継続		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（ 2024 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙	
	自 ら 埋 立 処 分 を 行 っ た 特別管理産業廃棄物の量	別紙 t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙	
	自 ら 埋 立 処 分 を 行 う 特別管理産業廃棄物の量	別紙 t	t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（ 2024 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙	
	全 処 理 委 託 量	別紙 t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	別紙 t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	別紙 t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	別紙 t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	別紙 t	t
	(これまでに実施した取組)		
	・ 引火性廃油・引火性廃油（有害）・強酸・強酸（有害）・ 強アルカリ・感染性廃棄物・廃石綿・廃油（有害）・汚泥有害： 主に優良認定業者(焼却処理)に委託 ・ PCB等：高濃度PCBは、JESCOに委託 低濃度PCBは、(株)クレハ環境に委託		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙	
	全 処 理 委 託 量	別紙 t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	別紙 t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	別紙 t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	別紙 t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	別紙 t	t
	(今後実施する予定の取組) ・PCB等：低濃度PCBは、(株)クレハ環境にて処分継続		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（ 2024 年度）実績】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	別紙	t
	(今後実施する予定の取組等) ・2019年9月26日より運用開始		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分にに関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

別紙

	廃棄物種類	排出量	自ら直接再生利用した量	自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項	自ら中間処理した量	④のうち熱回収を行った量	自ら中間処理した後の残さ量	自ら中間処理により減量した量	自ら中間処理した後再生利用した量	自ら中間処理した後自ら埋立処分又は海洋投入処分した量	直接及び自ら中間処理した後の処理委託量	⑩のうち優良認定処理業者への処理委託量	⑩のうち再生利用業者への処理委託量	⑩のうち熱回収認定業者への処理委託量	⑩のうち熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	②+⑧	③+⑨
2024年度 実施状況	燃えやすい廃油	1,043									1,043	1,043	276				
	pH2. 0以下の廃酸	19									19	19					
	pH12. 5以上の廃アルカリ	532									532	532					
	感染性廃棄物	1									1	1					
	廃油(特定有害)	44									44	44					
	汚泥(特定有害)	1,622			1,619		147	1,472			150	150					
	合計	3,261			1,619		147	1,472			1,789	1,789	276				
2025年度 計画・目標	燃えやすい廃油	454									454	454					
	pH2. 0以下の廃酸	10									10	10					
	pH12. 5以上の廃アルカリ	610									610	610					
	感染性廃棄物	2									2	2					
	廃油(特定有害)	53									53	53					
	汚泥(特定有害)	2,263			2,255		205	2,050			213	213	0.1				
	合計	3,391			2,255		205	2,050			1,341	1,341	0.1				